札幌市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月 8 日

札幌市長　秋元克広

札幌市条例第 24 号

札幌市税条例の一部を改正する条例

札幌市税条例（昭和２５年条例第４４号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第２号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
附　則 （市民税の法人税割の税率の特例） 第５条の２　昭和52年２月１日から令和９年１月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第28条の５第２項の規定にかかわらず、100分の8.2とする。	附　則 （市民税の法人税割の税率の特例） 第５条の２　昭和52年２月１日から令和14年１月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第28条の５第２項の規定にかかわらず、100分の8.2とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。